

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月27日（平成30年（行情）諮問第320号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行情）答申第495号）

事件名：「特定年度福岡労働局組織体制検討委員会の検討結果について」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年度福岡労働局組織体制検討委員会の検討結果について」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月20日付け福岡労開第24号により、福岡労働局長（以下「福岡労働局長」又は「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

組織体制・機構・定員等に関する文書については、他行政機関では法5条6号イの一部に該当する場合を除いてほぼ全て開示されています。福岡労働局においても開示可能であると考えます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年1月14日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「福岡労働局組織体制検討委員会の検討結果が記載されたもの。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成30年2月20日付け福岡労開第24号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年4月30日付け（同年5月1日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法5条5号の規定に基づき、その一部を不開示としたところであるが、不開示理由として同条4号及び6号イを追加した上で、原処分で不開示とした情報のうち、下記3(3)に掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当である。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

原処分における対象行政文書は、福岡労働局における組織体制検討委員会の検討結果が分かるものであり、「平成28年度福岡労働局組織体制検討委員会の検討結果について」を本件対象文書として特定した。

福岡労働局組織体制検討委員会について

福岡労働局組織体制検討委員会は、福岡労働局組織体制検討委員会設置要綱に基づき、福岡労働局管内の組織再編、定員配置及び内部組織の見直し等を検討するための機関である。

本件対象文書は、平成29年度以降の定員削減部署について、同委員会の検討結果報告を受けた処分庁が、その内容を関係課長及び各労働基準監督署長あて通知したものである。

#### (2) 原処分を妥当とする理由について

##### ア 法5条4号該当性について

労働局の組織再編、定員配置及び内部組織の見直し等の検討内容は、労働法令違反等の取締りを行う労働基準監督部門に係る記載が含まれ、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当する。

##### イ 法5条6号イ該当性について

同じく、建設機械等の検査を行う安全衛生部門に係る記載が含まれ、公にすることにより、監査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

##### ウ 法5条5号該当性について

上記(1)のとおり、本件対象文書には、組織再編、定員配置及び内部組織の見直し等、検討の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている。

国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼ

すおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 新たに開示する部分

本件対象文書内に記載されている、「検討の経過」、「検討目的」、「業務の見直し・集中化等」及び「検討の経緯」欄については、法5条各号に規定する不開示情報に該当しないことから開示することとする。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において「組織体制・機構・定員等に関する文書については、他行政機関では法5条6号イの一部に該当する場合を除いてほぼ全て開示されています。」として、「福岡労働局においても開示可能」と求めているが、本件対象文書については、上記3(2)で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、不開示理由として、法5条4号及び6号イを追加した上で、請求者が求める部分のうち、上記3(3)に掲げる情報については、諮問に当たり新たに開示し、その余の部分については、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 平成31年2月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条5号に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示するが、その余の部分については、法5条4号、5号及び6号イに該当するとして原処分を維持することが妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成29年度以降の福岡労働局管内における定員削減部署について、平成28年度福岡労働局組織体制検討委員会において

取りまとめた意見を福岡労働局長から福岡労働局の関係課（室）長及び労働基準監督署長宛てに通知した文書である。

具体的には、福岡労働局長から関係課（室）長及び労働基準監督署長宛ての鑑の外に「①平成29年2月14日付け福岡労働局組織体制検討委員会意見」、「②平成28年度福岡労働局組織体制検討委員会労働基準部会報告について」、「③福岡労働局組織体制検討委員会労働基準部会安全衛生作業部会における検討結果について」及び「④福岡労働局組織体制検討委員会労働基準部会労災作業部会報告（中間報告）について」により構成されている。

(2) 法5条4号、5号及び6号イ該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、①平成29年2月14日付け福岡労働局組織体制検討委員会意見の不開示部分には、平成29年度に定員削減を行う具体的な部署名が、②平成28年度福岡労働局組織体制検討委員会労働基準部会報告についての不開示部分には、労働基準系統職場における定員削減部署の選定に当たっての考え方や選定方法、定員削減部署等が、③福岡労働局組織体制検討委員会労働基準部会安全衛生作業部会における検討結果についての不開示部分には、安全衛生関係部署における現状や人員配置の在り方等が、④福岡労働局組織体制検討委員会労働基準部会労災作業部会報告（中間報告）についての不開示部分には、労働災害関係部署における業務内容の見直しに関する内容等が記載されていると認められる。

当該部分は、福岡労働局における具体的な定員削減部署や当該部署を定員削減の対象とするに至った検討過程等が具体的に記載されているが、原処分時点では、検討が終結しているほか、あくまでも定員削減を行うための業務内容の見直し等に関する情報であり、その情報の性質上、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。また、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。さらに、労働局及び労働基準監督署における検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号、5号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条4号、5号及び6号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号、5号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子